

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税

★ 接待飲食費を分担したとき

Q. 接待を共同して行い、飲食費を分担した場合の少額飲食費5千円基準は、どのような取扱いになりますか？

A. 分担又は負担した金額で5千円以下かどうかを判定します。

少額飲食費は、次の飲食費のうち帳簿書類に一定の事項が記載されたもの(社内飲食費は除く)とされています。

- ①得意先等を接待した飲食費
- ②テーブルチャージ料等
- ③飲食等のために支払う会場費
- ④得意先等に差し入れた弁当代
- ⑤飲食したお店でのお土産代

ところで、2以上の法人が共同して接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為をして、その費用を分担したという場合ですが、この場合には、その飲食等の費用の総額を参加人数で除して求めた金額が、1人当たり5,000円以下であれば、その共同接待した会社が分担した金額は、少額飲食費の対象とすることができることになります。

また、共同開催の懇親会のように自己負担分の飲食費相当額を支出するというもの場合は、互いに接待し合っているとも考えられることから、こうした費用については、1人当たり5,000円以下であれば少額飲食費の対象とすることができます。

http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/070313_2/07.htm

★ 接待飲食費の帳簿書類

Q. 50%損金算入の接待飲食費は、書類の保存が必要になるそうですが、領収書にメモ書きしたものでいいのでしょうか？

A. 書類の形式は問われませんので、領収書に一定の事項を書き入れたものでも認められます。

飲食のための費用で50%損金算入できる接待飲食費は、得意先や仕入先その他事業に関係のある者との飲食費その他これに類する行為のために要する費用で、次の事項が記載された書類の保存があるものについて適用されることとなっています。

ただし、その書類の形式は問われていませんので、領収書であっても次の事項が記載されており、それが保存されておればこの適用を受けることができます。

- ① 飲食等のあった年月日
- ② 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に係る者等の氏名及びその関係
- ③ 飲食等に参加した者の数
- ④ 費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及び所在地(店舗を有しない等で名称、所在地が明らかでない場合は領収書等に記載された支払先の氏名又は名称、居所又は事務所等の所在地)
- ⑤ その他参考となるべき事項

なお、相手方の氏名が一部不明の場合や多数参加したような場合には、〇〇会社△△部、××部長他10名、販売先というような記載方法でも認められることとなっています。

少額飲食費の損金算入の規定の記載要領と似ていますが、参加者の個々の氏名の記載の必要がないのが大きな違いです。

中小企業が対象となっている少額飲食費の損金算入及び飲食費の50%損金算入と大企業のみ適用の飲食費の50%損金算入の使い分けをする必要があります。

相 続 税

★ 特定事業用宅地等の事業継続要件

Q. 1階が父親の店で、2階より上がマンションという宅地を父親から相続しましたが、父親の店は申告期限までに閉めてしまいましたが、この場合でも不動産貸付業を続けていれば、特定事業用宅地等の特例は受けられますでしょうか？

A. 受けられません。

特定事業用宅地等とは、次の要件の全てに該当するものをいいます(不動産貸付用は除く)。

イ. 被相続人の事業用宅地等

- ① その宅地上で営まれていた被相続人の事業をその親族が相続税の申告期限まで継続していること
- ② その親族が相続税の申告期限までその事業を営んでいること
- ③ その親族がその宅地等を相続税の申告期限まで保有していること

ロ. 生計を一にする親族の事業用宅地等

- ① その親族が相続開始前から相続申告期限まで、その宅地上で事業を営んでいること
- ② その親族がその宅地等を相続税の申告期限まで保有していること

このように、特定事業用宅地等は、申告期限まで事業の用に供していなければなりませんので、店を閉められたということであれば、適用を受けることはできません。なお、2階以上のマンション部分は、貸付事業用宅地等の要件を満たしているかどうかで判断することになります。

消費 税

★ ウィークリーマンション費用と消費税

Q. 当社では、長期で出張する場合にウィークリーマンションを使おうと思っています。
この場合の消費税の取扱いは、どのようになりますか？

A. 1ヶ月未満の利用の場合及びそのウィークリーマンションが旅館業として行われている場合には課税仕入となります。

社員が長期出張する場合に、ウィークリーマンションやマンスリーマンションを利用する企業も多いようですが、これらのマンションを利用する場合の費用は、そのウィークリーマンション等が旅館業に該当するものなのかどうか等によって、取扱いが違うことになっています。

すなわち、住宅の貸付けに係る対価は非課税扱いですから課税仕入に該当しませんが、貸付期間が1ヶ月に満たない場合や旅館業法における旅館業に係る施設の貸付けは課税仕入に該当することになっていますので、そのウィークリーマンションが旅館業として行っている場合であれば、その費用は期間に関係なく課税仕入に該当しますが、旅館業として行っていない場合には、1ヶ月以上であれば非課税、1ヶ月未満であれば課税仕入に該当することになります。

一般的には旅館業に該当するケースが多いようですが、どちらか不明な場合には確認が必要になることもあるでしょう。

そ の 他

★ 休眠会社の整理

Q. 休眠会社の整理が行われたと聞きましたが、どのようになるのですか？

A. 整理された休眠会社と休眠一般法人は、職権で解散登記がされます。

さきごろ、法務省が12年ぶりに次の休眠会社等の整理を行いました。

①休眠会社

平成14年11月17日以降に登記がされていない株式会社

②休眠一般法人

平成21年11月17日以降に登記がされていない一般社団法人又は一般財団法人

平成26年11月17日時点で、この①又は②に該当する休眠会社等は、2か月以内、すなわち平成27年1月19日までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出をして、登記申請をしない限り、解散したものとみなされ、登記官の職権によって解散登記がされることとなります。

みなし解散登記された場合は、官報に公告され、通知が行われます。

なお、解散登記された会社等を継続する場合には、登記後3年以内に、株主総会又は社員総会、評議員会の特別決議をして、2週間以内に継続の登記申請を行わなければなりません。

3年を越えてしまうと解散・清算終了となってしまいますので、注意してください。